

○東京情報大学機関リポジトリ運用要領

(目的)

第1条 この要領は、東京情報大学（以下「本学」という。）で運用する東京情報大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用要領を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 リポジトリとは、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された研究成果・教育資源学術コンテンツを一元的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することをいう。

(管理・運営)

第3条 リポジトリの管理・運営は、東京情報大学情報サービスセンター（以下「情報サービスセンター」という。）において行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリにコンテンツを提供できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学大学院に在籍する者
- (3) 本学から学位を授与された者
- (4) その他情報サービスセンター長が認めた者

(登録対象コンテンツ)

第5条 リポジトリへの登録対象コンテンツは、以下のとおりとする。

- (1) 本学発行の紀要論文等
- (2) 本学で学位取得した博士学位論文
- (3) その他情報サービスセンター長が適切と認めたもの

(登録コンテンツの管理)

第6条 情報サービスセンターは、以下の方法によりリポジトリに登録されたコンテンツを管理する。

- (1) コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) 前号の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料公開する。
- (3) 保存、利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(登録手続)

第7条 リポジトリでの公開を前提とする第5条第1項第1号に定めるコンテンツを除き、登録を希望する者は、「東京情報大学リポジトリ登録許諾書」を情報サービスセンター長に提出するものとする。

(著作権)

第8条 コンテンツの著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) コンテンツの著作権が、登録者のみに帰属している場合、登録者は本学に対し、第6条に掲げる利用を無償で許諾する。
- (2) コンテンツの著作権が、登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、本学に対し、第6条に掲げる利用を無償で許諾することについて、ほかの著作権者から同意を得ておかなければならない。
- (3) コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(コンテンツの削除)

第9条 リポジトリに登録したコンテンツの削除については、以下の場合に認めるものとする。

- (1) 登録者が削除を申請し、情報サービスセンター長が認めた場合
- (2) 情報サービスセンター長が不適切と認めた場合

(免責事項)

第10条 リポジトリに登録されたコンテンツを利用することによって発生した登録者または、著作権者の損害については、本学は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本運営要領に記載されていない事項については、必要に応じて、登録者及び情報サービスセンターが別途協議するものとする。

附 則

この運用要領は、令和4年4月1日から施行する。